**平成２６年（フ）第４２２号**
静岡県袋井市広岡3019番地
債務者　広岡モータースこと　鈴木　繁美
1　決定年月日時　平成27年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　孝裕
4　破産債権の届出期間　平成27年２月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年４月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２６年（フ）第１１１号**
富山県南砺市福光7415番地２
債務者　吉田　純一
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大原　弘之
4　破産債権の届出期間　平成27年２月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年４月16日午前９時50分
6　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
富山地方裁判所高岡支部

**平成２６年（フ）第５３１号**
川崎市中原区市ノ坪581番地１　市ノ坪住宅239
債務者　乾　　宗嗣
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　博愛
4　破産債権の届出期間　平成27年２月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年４月23日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２６年（フ）第５１４号**
川崎市高津区久末686番地　第２ハウスマルシン203
債務者　小杉　　誠
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　　尚
4　破産債権の届出期間　平成27年２月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年４月30日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２６年（フ）第２７２９号**
大阪市城東区東中浜１丁目10番１号　グランシュマン706号、申立時の住所大阪府東大阪市稲田新町２丁目30番26号
債務者　松山　和郎
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４７７７号**
大阪府吹田市南吹田４丁目12番20号
債務者　千葉　亜弓
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４８６５号**
大阪市鶴見区諸口１丁目８番13―406号
債務者　齋藤　一喜
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４８８６号**
大阪府門真市末広町１番29号　ユニハイム木村302号
債務者　松本　和也
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第５０８０号**
大阪市生野区田島５丁目４番９号
債務者　沢田菊枝こと　高　　菊枝
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第５１０８号**
大阪府東大阪市荒本北１丁目３番５―311号５棟311号
債務者　宇野　和彦
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第５１３４号**
大阪府枚方市牧野阪３丁目９番13号　101、住民票上の住所大阪府枚方市牧野阪１丁目６番７号
債務者　小西電工こと　小西　泰志
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第５１４６号**
大阪市城東区今福西６―10―28、住民票上の住所大阪市大正区泉尾３丁目５番４号
債務者　松川　善一
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第５２４１号**
大阪府東大阪市加納８丁目12番22号　河正ハイツ106号室
債務者　眞壁　昭彦
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第５４３５号**
大阪市北区長柄東３丁目３番33号　ボヌールリーブ・Ｔ302号室
債務者　中村　景子
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第２３号**
大阪府茨木市沢良宜浜２丁目13番23号　マンション本井Ａ棟２号
債務者　諸麥　淳一
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第８７号**
大阪市西淀川区出来島２丁目９番28―308号
債務者　松永　正美
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部